

## 埼玉県土地改良事業測量作業規程

埼玉県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和6年3月22日付け国国地第160号）を準用する。

この場合において、農林水産省農村振興局測量作業規程第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「埼玉県農林部農村整備課及びその関係機関」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「埼玉県農林部農村整備課及びその関係機関」と、それぞれ読み替えるものとする。